

平成29年5月25日

消費者庁長官 岡村 和美 様
地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会
座長 山本隆司 様

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子

地方消費者行政の充実・強化に向けて恒久的な財源措置等を図ることへの要望

本協会は地方自治体の消費生活相談窓口で消費者相談や消費者啓発、消費者教育を担っている消費生活相談員を主な構成員とする消費者問題の専門家集団です。よって会員の多くが消費生活相談員として地方消費者行政の最前線で消費者の安全・安心な生活を守る仕事をしています。日々の仕事の中でいつも感じることは地方の消費者行政予算は常に乏しく、平成29年度までは地方消費者行政交付金の活用により、地方消費者行政の充実に充てられてきたのですが、その交付金が終了する平成30年度以降、地方消費者行政の機能が低下し、消費者行政が後退するのではないかと懸念しています。

平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けて、国の財政的支援は必要であり、恒久的な財源措置等を図られることを要望します。

本件に関して平成29年3月に内閣府特命担当大臣松本純氏、財務大臣麻生太郎氏あてに要望書を提出していますが、検討会の報告書作成段階になりましたので、改めて要望書を提出させていただきます。

1. 要望の主旨

- (1) 国は地方消費者行政の充実・強化のために、時限を設けた交付金ではなく、恒久的な財源措置をおこなうこと。
- (2) 一人窓口の多い地方自治体では、行政職員のバックアップ体制は必要不可欠である。地方行政において消費者行政がしっかりと根付くように、核となる地方消費者行政の担当課を育成して、担当者を配置するような政策、施策を国において行うこと。
- (3) 地方消費者行政活性化のために造成された地方消費者行政推進交付金（基金）が十分に活用されていない現状があるとの指摘が検討会であった。その要因として地方の自治体の中には、残念ながら職員が交付金の主旨や利用方法を十分理解できてい

ない、あるいは担当職員に明確に周知されていない現状がある。消費者行政担当職員と言っても専任で消費者行政に当たっているのは 1 割に過ぎないということが消費者庁の調査で報告されている。また、職員が短期間に移動することもあり、複雑な申請手続きを必要とする交付金を、十分活用できていないものと思われる。交付金の主旨のさらなる周知と申請手続きの簡素化など活用しやすい制度にすること。

2. 要望の理由

消費者庁が設置されて 7 年半が過ぎました。消費者庁設置前から地方消費者行政が疲弊しているということで、平成 20 年に国は地方消費者行政強化に取り組む自治体を支援し、活性化させるために、地方消費者行政活性化基金を造成しました。その後、消費者庁の設置を弾みとして各地方自治体は、地方消費者行政活性化基金を利用して消費生活センターの設置や消費生活相談員の増員などを行い、消費生活センター数は平成 21 年度 501 だったものが、平成 28 年度は 799 になっています。また、平成 21 年度に市区町村における消費生活相談窓口の未設置は 396 だったのが、平成 27 年度には 0 となり、全国 1721 市区町村全てに消費生活相談窓口が設置されました。地方では身近な消費生活相談体制が整い、地域の消費者問題解決力の向上に繋がりました。

この間、地方消費者行政活性化基金は地方消費者行政推進交付金に移行していますが、地方消費者行政推進交付金等を活用した事業の実施に地方は取り組んできています。

こうした地方消費者行政推進交付金による地方に対する国の支援は原則平成 29 年度までとされており、交付金の活用が認められた年限を過ぎると事業をやめるか、順次、地方自治体の自主財源に切り替えていかねばなりません。しかし、厳しい地方財政においてそのような自主財源を捻出することは容易ではありません。そのために、自主財源化が困難になると次のようなことになるとの懸念が、消費生活相談現場の相談員から寄せられています。

- ① 国が策定した、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するという「地方消費者行政強化作戦」（平成 26 年 1 月策定）が功を奏したこともあり、平成 27 年度は消費生活相談窓口の未設置自治体は 0 となっているが、こうした窓口や消費生活センター業務の継続維持が危ぶまれたり、平成 21 年度に造成された消費者行政活性化基金で任用されている消費生活相談員の継続任用ができないおそれがある。そのために消費生活相談対応ができなくなる市町村がでてくることになる。
- ② 地方自治体が消費生活相談を取り止める、もしくは消費生活相談は受けてもパイオネットに入力をしなくなるといった事態になることも懸念される。そのようになれば国の消費者行政そのものが立ち行かなくなり、地方における消費者行政の大幅な後退が危惧される。
- ③ 多様化、複雑化する消費者苦情の解決のために、消費生活相談員は日々新たな知識の習得に努めなければならない。研修の方法や機会は色々あるとはいうものの、消費生活相談員にとって、相模原の国民生活センター等で開催される研修への参加は、他の地域の消費生

活相談員達との情報交換もできるとこともあり有意義なものとなっている。自治体の多くは消費生活相談員の研修参加費用を地方消費者行政推進交付金の活用に頼っていたことから、研修参加が困難になる。

このようなことが起こらないように、国は地方への恒久的な財源措置を取ることを求めます。

なお、②の懸念については、従来から消費生活相談の中での PIO-NET 情報の入力、国全体の消費者被害の未然防止・拡大防止のための基礎データ(情報源)であり、また、データの法執行への活用など、国・地方公共団体の消費者政策の企画・立案及び国民・住民への情報提供、自治体(消費生活センター)の消費生活相談業務に対する支援となっていることを踏まえると、地方公共団体が国の事務の一端を担っているのであり、その財政支援は必要ではないかと考えます。

以上